

裁判員制度と信教の自由 —わが国の現状と課題—

2010・11・6

第61回宗教学会(於青山学院大学)

四 宮 啓(弁護士・國學院大學)

第1 裁判員制度と裁判員「義務」

1 裁判員制度の精神と裁判員義務

■ 司法制度改革と裁判員制度

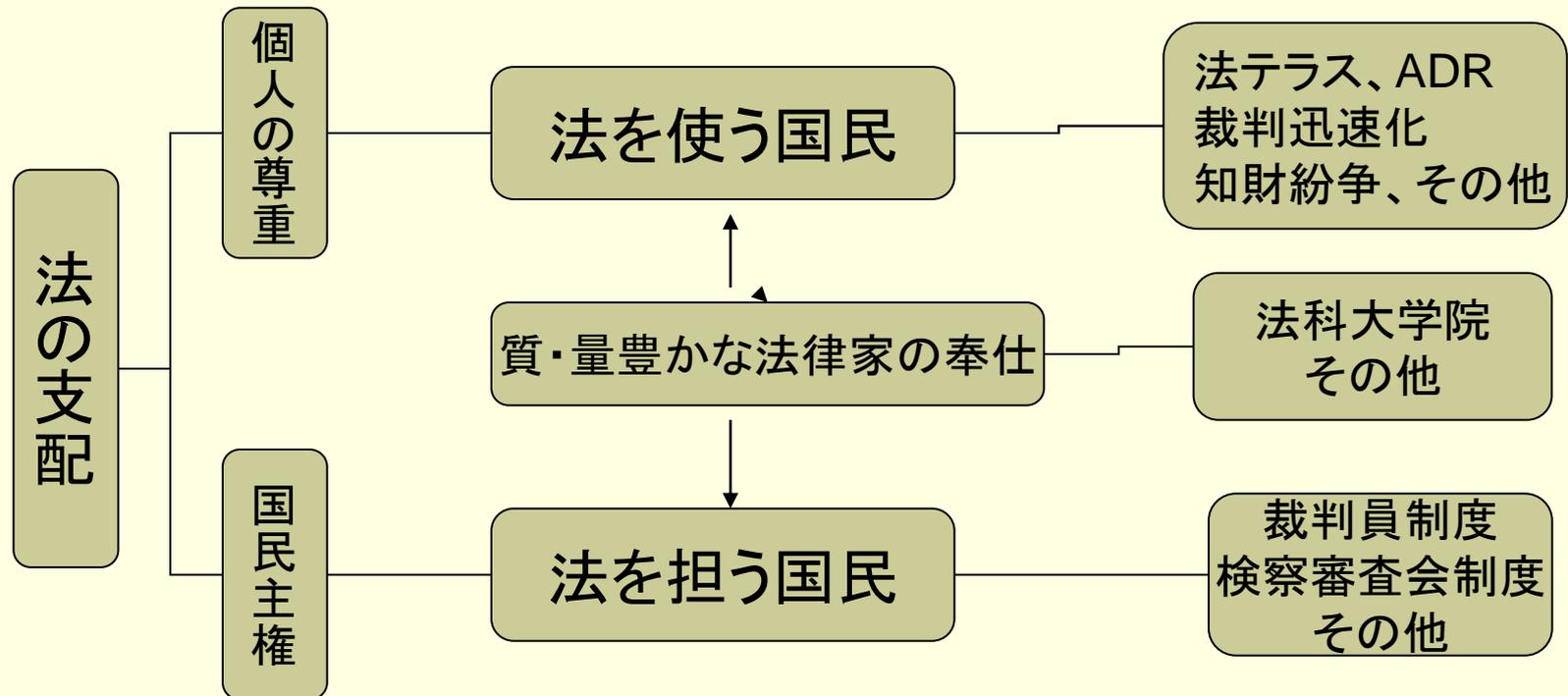
— 裁判員はなぜ国民の義務とされたのか

■ 司法制度改革における国民像

— 統治主体としての国民

— 「法の支配」の担い手としての国民

司法制度改革意見における 「法の支配」を実現する仕組み



第1 裁判員制度と裁判員「義務」

2 関係法令と判例

【裁判員法】

- 13条(裁判員の選任資格)
- 29条1項(裁判員候補者の出頭義務)
- 52条(裁判員・補充裁判員の公判期日出頭義務)
- 66条2項(裁判員の評議出席・意見表明義務)
- 63条1項(裁判員の判決期日への出頭義務)
- 70条1項(評議の秘密を守る義務)
- 108条(罰則:守秘義務違反・刑事罰)
- 112条(罰則:出頭義務違反・行政罰)

第1 裁判員制度と裁判員「義務」

2 関係法令と判例

【憲法】

- 13条(個人の尊重)
- 18条後段(苦役からの自由)
- 19条(思想・良心の自由)
- 20条1項(信教の自由)、2項(宗教上の行為からの自由)

【判例】

- 東京高裁平成22年4月22日判決

第1 裁判員制度と裁判員「義務」

3 若干の法律論

【憲法論】

- 土井真一「日本国憲法と国民の司法参加—法の支配の担い手に関する覚書」(『岩波講座憲法4 変容する統治システム』岩波書店、2007年、235頁以下)
- 憲法20条論について

第2 これまでの実務

1 選任手続きの流れ

- 裁判員候補者名簿調製・記載・通知
- 調査票
 - －呼出さない措置の有・無
- 呼出すべき裁判員候補者の選定・呼出し
- (事前)質問票
 - －呼出し取消の有・無
- 選任手続き当日の質問
- 選任・不選任

調査票 秘

調査票や提出された資料は、裁判員裁判に関する事務以外では利用しません。

3 頁

〇〇 〇〇 様

〇〇地方裁判所



第1 1年間を通じ、裁判員になることを辞退できる場合

〔 次の1～6に当てはまる場合には、1年間を通じて辞退をすることができます。辞退を希望する場合には、当てはまる番号に ○ をつけ、必要な事項を記入してください。 〕

- 1 平成23年1月1日現在、**70歳以上**である。 → 質問は終了です。年齢を証明する資料は不要です。
- 2 平成21年5月21日以後、**裁判員又は補充裁判員**に選ばれたことがある。
 → 平成 年 月ころ 地方裁判所 支部 ↓ 資料は不要です。
- 3 平成21年5月21日以後、**選任予定裁判員**に選ばれたことがある。
 → 平成 年 月ころ 地方裁判所 支部 ↑ 資料は不要です。
- 4 平成18年10月31日以後、**検察審査員又は補充員**に選ばれたことがある。
 → 平成 年 月ころ 検察審査会 ↑ 資料は不要です。
- 5 平成23年の1年間を通じ、**学校の学生又は生徒**である。 → 学生証の写し等の資料が必要です。
- 6 平成23年の1年間を通じ、**ご自身の重い病気又はケガ**により裁判に参加することがむずかしい。
 →

(病名、現在の症状等を記入してください。)

→ 診断書の写し等の資料は、すでにお手元にあるなど、容易に準備できる場合には提出してください。

第2 裁判員になることができない職業

〔 同封の「調査票(③頁)の記入のしかた(おもて)」記載のA～ツの職業のいずれかに当てはまる場合には、裁判員になることができません。当てはまるものがある場合には、次の「1」に ○ をつけてください。 〕

- 1 該当する。 → 身分証明書の写し等の資料が必要です。

第3 裁判員になることが特にむずかしい特定の月がある場合

〔2か月を上限に、辞退を希望する月を記入し、その理由の番号に○をつけてください。あわせて、具体的な事情を記入してください。〔調査票(4頁)の記入のしかた(うら)参照〕〕

〈その1〉

【辞退を希望する月】

 月

↑
ひと月のみ記入
してください。

【理由】

- 1 仕事上の事情
- 2 重要な用事・予定
- 3 出産予定
- 4 重い病気又はケガ
- 5 介護等
- 6 育児

【具体的な事情】

〈その2〉

【辞退を希望する月】

 月

↑
ひと月のみ記入
してください。

【理由】

- 1 仕事上の事情
- 2 重要な用事・予定
- 3 出産予定
- 4 重い病気又はケガ
- 5 介護等
- 6 育児

【具体的な事情】

第4 氏名・住所の変更があった場合は、変更後の氏名・住所を記入してください

【変更後の氏名】

姓 名

【変更後の住所】 〒 -

都 道 区 市
府 県 郡

表3 選任手続の概況

選定された裁判員候補者の総数(a)	77,924
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	31,711
辞退が認められた裁判員候補者の総数(b)	40,120
辞退が認められた裁判員候補者の割合(%) (b/a)	51.5

(注) 刑事通常第一審事件票による延べ人員であり、速報値である。

表5 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由の内訳（選任手続期日の前

	総数	選任手続 期日前	選任手続 期日当日
判決人員	904		
選定された裁判員候補者の総数	77,924		
辞退が認められた裁判員候補者の総数	40,120	36,581	3,539
調査票の回答に基づく辞退(70歳以上, 学生等) ※注2	13,230	13,230	
疾病傷害	6,132	5,791	341
介護養育	4,215	3,870	345
事業における重要用務	9,538	8,010	1,528
社会生活上の重要用務	874	699	175
辞退政令1号(妊娠中又は産後8週以内)	816	798	18
辞退政令2号(法16条8号ロ以外の介護養育)	470	399	71
辞退政令3号(親族等の同居人の入院等の付添い)	337	276	61
辞退政令4号(出産等への立会い等)	75	67	8
辞退政令5号(遠隔地)	888	873	15
辞退政令6号(その他精神上又は経済上の不利益)	2,999	2,075	924
その他の辞退事由 ※注3	546	493	53

第2 これまでの実務

3 宗教と辞退の実際(1)

■ 聖職者からの辞退申出

裁判員法16条8号ハ「その従事する事業における重要な用務であって自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が出るおそれがあるものがあること」→葬儀の可能性

■ 澁谷友光氏(牧師・青森)の経験

「牧師であるわたしが、主に仕える者として意見を発していく必要がある。そのためのよい機会だと思えました。」(キリスト新聞2009.9.19)

第2 これまでの実務

3 宗教と辞退の実際(2)

- 宗教を理由とした辞退申出

政令6条「裁判員の職務を行い、又は裁判員候補者として(中略)裁判員等選任手続の期日に出頭することにより、自己または第三者に身体上、精神上又は経済上の重大な不利益が生ずると認めるに足りる相当の理由があるとき」

- 具体例:

「宗教上人を裁くことに疑問がある」

「聖書に基づく信条・良心に反する」

第3 課題と展望

- 辞退制度の趣旨と宗教的理由
- 近代国家における裁判制度
 - ―「人を裁く」ことなのか
- 宗教・宗教人・宗教団体と社会

澁谷友光氏「聖書にあるとおり、『人を裁くな』というのは大前提。だからといって裁判員にならないというのは、あまりにも世間に対して背を向けた態度。制度として決まった以上は、その中でわたしたちに何ができるかを考えるのがクリスチャンの務めだと思います」(前同新聞)。

- 再び、「法の支配」の担い手としての国民